

令和5年3月1日

鳥取地区事業場 職員の皆様

鳥取大学鳥取地区事業場
職員代表委員会委員選挙管理委員会

職員代表委員会委員選挙の実施について（公示）

職員代表委員会委員の任期満了に伴う選挙を下記のとおり実施します。

鳥取地区事業場では、労働基準法に定められた過半数代表者は、選挙で選出された職員代表委員会委員の互選により決定することとなっていますが、過半数代表者の選出の際には、全労働者の過半数の信任を得ていることを確認する必要があります、非常勤講師の方も対象となります。

今後の選挙にかかる情報（候補者氏名、選挙結果等）については、鳥取大学 HP で順次公表いたしますので、本公示の内容と併せて、必ず確認いただくようお願いします。

記

1. 職員代表委員会委員の任期、役割について

- (1) 任 期：令和5年4月1日～令和6年3月31日
- (2) 役 割：就業規則の内容や過半数代表者が付す意見の案について検討する。
労使協定の内容について検討する。
就業規則変更の必要性について検討する。
労働安全衛生法等の法令に基づく委員の推薦等について検討する。
その他法令に規定されている行為について検討する。

* 過半数代表者は、事業場の労働者の代表として労使協定の締結等を行います。

2. 立候補者の受付について

- (1) 受 付 期 間：令和5年3月1日（水）から令和5年3月7日（火）（17：00）まで。
- (2) 提 出 方 法 等：文書（書式自由、自署、捺印のこと）を持参、もしくは学内便で所属部局の選挙管理委員会委員に提出してください。
（※地域学部、工学部、農学部、事務局以外の方は最寄りの委員に提出）
締切が迫ってから学内便で提出する場合には、あらかじめ選挙管理委員会にご連絡ください。

* 管理職手当が支給される職に就いている者は、立候補することができません。

3. 選出方法と日程

(1) 選出方法

- 選出区分：地域学部、工学部、農学部の職員 各1名（規則第2条第2項第1号）
事務局の職員 1名（規則第2条第2項第2号）

○選出方法

- a. 選出区分において、それぞれ立候補者が一人の場合は信任投票を実施し、不信任の場合のみ投票する。投票しない場合は信任とみなす。
- b. 選出区分において、それぞれ立候補者が二人以上の場合は選挙を実施し、得票数の多い者を職員代表委員会委員とする。
- c. 選出区分で立候補者がいないときは立候補者受付期間を1週間延期する。

(2) 日 程

○候補者氏名の発表：令和5年3月8日（水）（予定）

※掲示，ALL メールにて発表を行うとともに，以下の URL に掲載します。

<https://www.tottori-u.ac.jp/5663.htm>

○投票 日時：令和5年3月22日（水）12:00～13:00 及び 16:00～17:00（予定）

場所：事務局棟3階 第1会議室

* 理事を除く全職員（有期契約職員を含む）が対象です。

郵送による投票について

投票日に投票できない場合には，下記の期間に郵送による投票を行うことができます。郵送での投票を行う場合は，候補者の発表を行う際にホームページに掲載した投票用紙に署名・押印のうえ，総務企画部人事課宛てに送付願います。

郵送投票受付期間

令和5年3月10日（金）から令和5年3月22日（水）まで

○選挙結果の発表

令和5年3月23日（木） 12:00頃（予定）

※掲示，ALL メールにて発表を行うとともに，以下の URL に掲載します。

<https://www.tottori-u.ac.jp/5663.htm>

鳥取大学鳥取地区事業場職員代表委員会委員選挙管理委員会

委員 地域学部：竹川 俊夫（地域学科地域創造コース）
takegawa@tottori-u.ac.jp

委員 工学部：谷口 朋代（社会システム土木系学科）
t_tomoyo@tottori-u.ac.jp

委員 農学部：會見 忠則（附属菌類きのご遺伝資源研究センター）
taimi@tottori-u.ac.jp

委員 事務局：小林 忠之（総務企画部総務企画課）
t-koba@tottori-u.ac.jp

~~~~~  
<参考規則>

- ・国立大学法人鳥取大学鳥取地区事業場職員代表委員会規則
- ・国立大学法人鳥取大学鳥取地区事業場職員代表委員会委員選挙管理委員会規則